

掲示期間 12.27-1.5

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年12月27日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第79号

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例施行規則の一部を改正する  
規則

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例施行規則（昭和55年新潟市規  
則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（利用の許可申請）

第2条 条例第3条第1項の規定により改善センター又は地域センターの利用の許可を受  
けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、新潟  
市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定  
する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）により利用の  
許可を申請する場合は、この限りでない。

2 前項の申請書は、利用日の3月前の日が属する月の初日から提出することができる。  
ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第3条第1項中「改善センター」の次に「又は地域センター」を加え、「別記第2号様  
式による変更許可申請書」を「別に定める申請書」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、施設予約システムにより利用の許可を申請した場合は、この限りでない。

第3条第2項を削る。

第4条中「その申請書」を「その申請書及び施設予約システムによる申請」に、「2以  
上の申請書」を「2以上の申請」に改める。

第5条を次のように改める。

(許可書等の交付)

第5条 市長は、条例第3条第1項若しくは第2項の規定により改善センター又は地域センターの利用を許可し、又は利用の許可の変更を許可するときは、別に定める許可書又は変更許可書を交付する。ただし、施設予約システムにより利用の許可を申請した者は許可（変更の許可を含む。）をする場合は、この限りでない。

第6条中「許可書の交付を受けた者」を「許可を受けた者」に、「市長」を「職員」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、施設予約システムにより利用の許可を受けた場合については、この限りでない。

第7条第1項中「改善センター」の次に「又は地域センター」を加え、「取り止め」を「取りやめ」に、「別記第2号様式による利用取止申出書」を「別に定める申出書」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、施設予約システムにより利用の許可を受けた場合については、この限りでない。

第7条第2項を削る。

第8条を次のように改める。

(使用料の納付期日決定の申請等)

第8条 条例第5条の2ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

第13条を第15条とする。

第12条中「第2条」を「第2条第1項」に、「及び第5条から第9条まで」を「、第5条、第7条、第8条、第9条第2項及び第3項並びに第11条」に、「「指定管理者」とする」を「「指定管理者」と、第9条第3項中「通知するものとする」とあるのは「通

知するものとする。ただし、第1項第4号の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない」とする」に改め、同条を第14条とする。

第11条第1項中「別記第6号様式による指定管理者指定申請書」を「別に定める申請書」に改め、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(使用料の免除)

第9条 条例第5条の3に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、免除する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 市が主催する事業に利用する場合 全額
- (2) 公共性又は公益性が高い地域活動を行う団体が利用する場合 全額
- (3) 農業振興活動を行う団体が利用する場合 全額
- (4) その他市長が特に必要と認める場合 その都度市長が定める額

2 条例第5条の3の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第10条 条例第5条の4ただし書に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、還付する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 利用者がその責めに帰することができない理由により改善センターを利用することができなかつた場合 使用料の額に相当する額
  - (2) 利用者が第7条の規定による利用取止めの申出をその利用日の4日前までにした場合 使用料の額に相当する額
  - (3) その他市長が特に必要と認める場合 その都度市長が定める額
- 2 条例第5条の4ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別に定

める申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

別記第1号様式から別記第6号様式までを削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定（第2条第1項ただし書の規定を除く。）に基づく利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し、使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 前項の規定は、施行日以後の農村環境改善センター及び地域研修センターの利用に係る手続その他の行為について適用し、施行日前の農村環境改善センター及び地域研修センターの利用に係る行為については、なお従前の例による。